四　主要な支持部分のうち鉄骨鉄筋コンクリート造の部分にあっては、令第七十九条の三並びに令第七十九条の四において準用する令第七十二条、令第七十四条から令第七十六条まで及び令第七十九条に規定する基準

五　主要な支持部分のうち令第八十条の二の規定に基づき国土交通大臣が安全上必要な技術的基準を定めたものにあっては、その技術的基準（国土交通大臣が耐久性等関係規定として指定するものに限る。）

六　主要な支持部分のうち繊維強化プラスチックその他これに類する材料は、軌道（軌道を支える部分を除く。）で摩損又は疲労破壊が生じにくい部分に限り用いるものとし、厚さがおおむね五ミリメートル以上のものを用いること。

附　則

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十三条第三項ただし書の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十三年四月二十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十三条第三項ただし書の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十三条第三項ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの安全性を確かめるための構造計算の基準は、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第一号に該当する異形鉄筋である場合においては、次のとおりとする。

一　令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に取り付けるはりに生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。

二　当該柱に取り付けるはりの、はりが柱に取りつく部分の鉄筋の断面に生ずる短期の応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。

三　当該応力度が次の式に適合することを確かめること。

$$l \geqq \frac{\kappa\sigma d}{F/4+9}$$

この式において、l、κ、F、σ及びdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

l	柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の、柱に定着される部分の水平投影の長さ（単位　ミリメートル）
κ	一・五七（軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造については、一・九六）
F	令第七十四条第一項第二号に定める設計基準強度（単位　一平方メートルにつきニュートン）
σ	第二号の規定によって計算した短期の応力度（当該応力度の数値が令第九十条に定める短期に生ずる力に対する許容応力度の数値未満の場合にあっては、当該許容応力度の数値とする。）（単位　一平方メートルにつきニュートン）
d	柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の径（単位　ミリメートル）

第二　特別な調査又は研究の結果に基づき当該柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の付着力を考慮して当該鉄筋の抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、第一に定める基準によらないことができる。

附　則

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十七条第五号の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十三年四月二十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十七条第五号の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十七条第五号ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき当該鉄筋コンクリート造の柱が座屈しないことが確かめられた場合にあっては、これによらないことができる。

一　令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。

二　当該柱の断面に生ずる長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。

三　次の表の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値の欄に掲げる区分に応じて、前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各応力度に同表の割増係数の欄に掲げる数値を乗じて、長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度を計算すること。

柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値	割増係数
十五分の一	一・〇
二十分の一	一・二五
二十五分の一	一・七五

この表に掲げる柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値以外の柱の小径をその構造耐力上主要な支点間の距離で除した数値に応じた割増係数は、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。

四　前号の規定によって計算した長期及び短期の圧縮及び引張りの各設計用応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する圧縮及び引張りの各許容応力度を超えないことを確かめること。

附　則

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十七日　国土交通大臣　大畠　章宏

第一第二項第五号イ中「以下」を「構造計算書を除く。以下」に改め、同第四項第一号中「建築基準法」を「法」に改める。

第三第三項第二号中「第二号及び」及び「これらの規定を」を削り、「写真並びに」を「写真及び」に、「図書」を「図書及び書類」に改める。同第四項第三号中「図書」を「図書及び書類」に改める。

第四第三項第二号中「第二号及び」及び「これらの規定を」を削り、「写真並びに」を「写真及び」に、「図書」を「図書及び書類」に改め、同第四項第三号中「図書」を「図書及び書類」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。